

# しらかべ



2016年7月15日 人権・同和教育部発行

盛夏の候、保護者の皆様方におかれましてはご健勝のことと存じます。日頃は本校の人権・同和教育にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今月号は6月に行った「人権・同和教育 LHR」での学習内容を学び終えた生徒の感想を中心に紹介します。ぜひ、ご家庭でお読みいただければ幸いです。また、LHR 後に家庭で話し合った内容や「しらかべ」をお読みいただいた感想や本校の人権・同和教育の取り組みについてのご意見などがありましたら、別紙返信用紙にご記入の上、1 学期保護者懇談の折に担任の先生にお渡しください。



## 「第 63 回四国地区人権教育研究大会」一生徒が主体的に取り組む人権・同和教育一

7月7・8日に高知県高知市において第63回四国地区人権教育研究大会が開催され、坂出高校の取組を報告しました。昨年、香川県人権・同和教育研究大会で「生徒が主体的に取り組む人権・同和教育 LHR の展開」を報告し、今回は、その続きで各学年の「現地訪問学習会」での学び、異学年の生徒同士の学習会、人権通信を通じた保護者啓発などの取組を報告しました。大会を通して、「学習していること、直面していることが、誰の問題であるかを理解し、自分の中で向き合い、ともに学び合う仲間づくりを通して他者へ広げていくことが差別の克服に向けて進んでいくことになる。実際に解決することが実践力ではなく、結果がどうであれ、次の行動に移ることが実践力である」と学びました。徳島県内の高校を卒業した大学生が、「生徒に対して“実践力を磨きましょう”と言われても、人権・同和教育に関することを何も知らなければ磨きようがない。私たちはまず、知ること、理解することから始まる。生徒は、今、現実に存在している差別は誰の問題なのかを問いかけられると変化するので、先生方は、生徒目線で人権・同和教育を行ってほしい」との意見がありました。坂出高校では、生徒が主体的に学ぶ人権・同和教育を推進しています。これからも生徒と先生がともに学び合う人権・同和教育を推進していきたいと考えています。また、11月には大阪で開催される第68回全国人権・同和教育研究大会で報告する予定です。今後ともご協力よろしく申し上げます。

## 8月は「同和問題啓発強調月間」です

香川県人権啓発推進会議では、1965(昭和40)年8月に「同和対策審議会答申」がなされたことから、8月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。同和問題は、我が国社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、今日でも、憲法で保障されている基本的人権が十分に保障されていないという重大な社会問題です。同和問題の解決を図るためには、すべての人々がお互いの人権を大切にすることの重要性を正しく理解し、行動することが必要です。

この夏休みを、お子さまと一緒に人権について理解を深めるきっかけにしてみませんか。



## < 3年生1学期の取り組み >

6月8日(水)、3年生の第1回人権・同和教育LHRが各クラスで実施されました。今回のテーマは「差別解消に向けて～就職差別を事例に～」です。進学・就職の際の面接試験等における差別選考を無くすために、差別を見抜き、社会の不合理や矛盾に立ち向かえる実践力を培うことを目的に行われました。



～LHRの流れ～

- ① HR委員が採用選考の模擬面接をして、その質問内容の問題点や、かつて使用されていた履歴書などの問題点について話し合う。
- ② 「就職差別につながるおそれのある12項目」について学習し、それぞれの項目がなぜ差別選考につながるおそれがあるのかを考え、このような項目に関する質問を受けた際の対処の仕方を学ぶ。
- ③ 現在高校生が就職選考に応募する際に用いる履歴書である「高等学校統一用紙」や、高校から各企業などに提出される「採用選考についてのお願い」を見て、差別を解消しようとする取り組みがどのような成果を収めたかについて学ぶ。
- ④ 差別解消のために自分に何ができるか考える。

### 就職差別につながるおそれのある12項目

- |                         |                                      |                      |            |         |
|-------------------------|--------------------------------------|----------------------|------------|---------|
| (1) 本籍(戸籍謄本・抄本、住民票等の要求) | (2) 家族の職業・続柄、身元調査                    |                      |            |         |
| (3) 家族の地位・学歴・収入         | (4) 家族の資産                            | (5) 住居状況(部屋数・間取り、道順) |            |         |
| (6) 宗教                  | (7) 支持政党                             | (8) 生活信条             | (9) 尊敬する人物 | (10) 思想 |
| (11) 生まれ育った場所           | (12) 生活環境に関する作文(生いたち、私の家族、父・母を語る、など) |                      |            |         |

これは、就職の採用選考について、応募者の適性や能力を中心として公正な選考が実施されるように、上記の12項目に関する事項を履歴書に書かせる、あるいは面接で質問することをしないように香川県高等学校が受験先の企業に申し入れているものです。

### ～生徒の感想・意見を紹介します～

- 住んでいる場所や、家族のことなど、自分と関係ないことで自分のことを評価されるのは嫌だなと思いました。
- 就職したい会社から提示された質問には全て答えそうになってしまうけれど、答えてはいけないことには答えない、差別を助長しない、という大切さが改めてよく分かりました。
- 何気ない質問で、困ったり、傷ついたりする人がいるということ。今はまだ、気付くことができなかったけれど、自分が社会に出る頃までには、広い視野を持って、物事を考えられる大人になりたい。
- つい20年ほど前までの不適切な質問の量に驚くと同時に、自分たちの保護者はその履歴書に就職する際に記入をしていたのだと考えさせられました。私たちが少しでも学んでいき、差別が無くなればいいなと思います。
- いろいろな人がいて、個性が認められるようになったからこそ、聞いてはいけないことの項目が増えたのだなと思いました。